平成２３年（フ）第５６７号
大阪府泉佐野市湊４丁目４番40号
債務者　鍛島　直治
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５６８号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番９―609号、前住所大阪府岸和田市荒木町２丁目13番31―305号
債務者　松浦　隆浩
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５７２号
大阪府岸和田市八幡町７番１―416号
債務者　樽谷　辰治
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５７３号
大阪府泉佐野市高松東２丁目８番１―208号
債務者　大手山　忍
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５７５号
大阪府岸和田市作才町１丁目８番15―206号、前住所大阪府大阪市旭区高殿７丁目15番４―711号
債務者　東谷　　太
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５７７号
大阪府泉南郡熊取町大字大久保1329―３、住民票上の住所大阪府吹田市新芦屋下28番18号
債務者　浜西　敏寛
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５７８号
大阪府泉南郡熊取町大字大久保1329―３、住民票上の住所大阪府吹田市新芦屋下28番18号
債務者　浜西　和子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５７９号
大阪府和泉市内田町２丁目８番74号
債務者　大山　　護
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５８２号
大阪府貝塚市木積627番地５、前住所大阪府貝塚市水間146番地２
債務者　宮下久美子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５８３号
大阪府泉南市男里３丁目８番17号
債務者　中邑　賢治（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５８４号
大阪府岸和田市大町403―２―102、住民票上の住所大阪府和泉市寺田町１丁目７番18号
債務者　中西　　正
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５９０号
大阪府和泉市大野町353番地の１
債務者　園田　光明
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５９８号
大阪府泉南郡岬町深日3228番地の２
債務者　末原　時子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５９９号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅３―409
債務者　岡村　梨恵
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６０２号
大阪府和泉市和気町２丁目４番26―４号
債務者　山本　恵子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２６５号
長崎県長崎市本尾町17番８号　西田アパート203号、旧住所長崎県諫早市堂崎町５番地１
債務者　本城　芳子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
長崎県長崎市本尾町17番８号　西田アパート203号、旧住所長崎県諫早市堂崎町５番地１
債務者　本城　麻貴
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係